

## 事例1：児童買春



### 【概要】

隊員Aは、SNSで知り合った少女に現金を渡しわいせつな行為をしたとして、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の疑いで警察に逮捕されました。本事案は、警察がインターネットの投稿サイトで2人のやりとりを見つけ、捜査して発覚したものです。隊員Aは、罰金刑を受けるとともに、停職4か月の懲戒処分となりました。

| 問題となる事象      | 該当法令等                          |
|--------------|--------------------------------|
| 18才未満の者との性行為 | 児童買春・児童ポルノ禁止法第4条               |
|              | 自衛隊法第58条<br>(品位を保つ義務) ⇒ 服務規律違反 |

## 事例2：児童に撮影させたわいせつ画像の所持

### 【概要】

隊員Bは、SNSで知り合った少女が18歳に満たないと知りながら、わいせつな画像を撮らせ、自身のスマートフォンに送信させたとして、児童買春・ポルノ禁止法違反容疑で警察に書類送検されるとともに、停職5日の懲戒処分となりました。

| 問題となる事象  | 該当法令等                          |
|----------|--------------------------------|
| 児童ポルノの所持 | 児童買春・ポルノ禁止法第7条                 |
|          | 自衛隊法第58条<br>(品位を保つ義務) ⇒ 服務規律違反 |

自衛隊員の〇〇さん、少女への淫行で逮捕されたんだって！新聞に載ってたわ



国民

えっ、そうなの？なんか目がいやらしいと思っていたのよ。そんな人が近所にいると怖いわねー

### 事例3：少年に対するみだらな行為及びわいせつ画像の撮影等



#### 【概要】

隊員Cは、SNSで知り合った少年に、裸の画像をSNSで送らせたり、深夜に自分の車に乗せてみだらな行為をしたなどとして、児童ポルノ禁止法違反や県の青少年健全育成条例違反の疑いで警察に逮捕されました。

本事案は、警察のサイバーパトロールで、少年が補導されたことをきっかけに発覚したものです。隊員Aは、罰金刑を受けるとともに、停職25日の懲戒処分となりました。

| 問題となる事象                           | 該当法令等                          |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| 18才未満の者に対するみだらな行為<br>児童ポルノの製造及び所持 | 某県青年健全育成条例                     |
|                                   | 児童買春・ポルノ禁止法第7条                 |
|                                   | 自衛隊法第58条<br>(品位を保つ義務) ⇒ 服務規律違反 |

### 事例4：気を失った女性に対するわいせつ行為

#### 【概要】

隊員Dは、駐屯地内で体調を崩して気を失った部外の女性の体を触ったり、携帯電話で下半身を盗撮したとして、準強制わいせつ罪で警務隊に逮捕されました。隊員Aは、停職7か月の懲戒処分となりました。

| 問題となる事象                  | 該当法令等                          |
|--------------------------|--------------------------------|
| 心神喪失に乗じて女性の体に触れた行為<br>盗撮 | 刑法第178条<br>準強制わいせつ罪            |
|                          | 某県迷惑防止条例<br>盗撮                 |
|                          | 自衛隊法第58条<br>(品位を保つ義務) ⇒ 服務規律違反 |